○被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)(抄)被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

| 改 正 紫 | |
|---|---|
| 第一条 この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受(目的) | 第一条 この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受(目的) |
| <u>の速やかな復興に資する</u> ことを目的とする。 より、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにけた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用 | ることにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とす金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めとが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基けた者であって経済的理由等によって自立して生活を再建するこ |
| (后載) | (所載) る。 |
| (2) (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (5) (5) (5) (6) | (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (5) |
| <u>あって次に掲げる</u> ものをいう。 二 被災世帯 政令で定める自然災害により <mark>被害を受けた世帯で</mark> | 全壊した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認めら 二 被災世帯 政令で定める自然災害により、その居住する住宅が |
| <u>イ 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯</u> | れる世帯として政令で定めるものをいう。 |

た世帯の世帯主に対し、<u>当該世帯主の申請に基づき、</u>被災者生活再第三条 都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となっ

(被災者生活再建支援金の支給)

帯を除く。炊条において「大規慎半壊世帯」という。) 住することが困難であると認められる世帯(ロ及びへに掲げる世るものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定め二 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎

とが見込まれる世帯住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続するこ状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居へ、当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な

帯 ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防口 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居口

た世帯のうち次の各号に掲げるものの世帯主に対し、自立した生活第三条 都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となっ

(被災者生活再建支援金の支給)

建支援金(以下「支援金」という。)の支給を行うものとする。

とする。
次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額を加えた額百万円(大規模半壊世帯にあっては、五十万円)に、当該被災世帯が除く。以下この条において同じ。)の世帯主に対する支援金の額は、る者の数が一である世帯(第五項において「単数世帯」という。)を改災世帯(被災世帯であって自然災害の発生時においてその属す

□ その居住する住宅を補修する世帯 百万円□ その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 二百万円

金(以下「支援金」という。)の支給を行うものとする。のとして、当該各号に定める額を超えない額の被災者生活再建支援を開始するために必要な経費として政令で定めるものに充てるも

円以下である世帯 三百万円た収入の合計額(次号において「収入合計額」という。)が五百万七収入の合計額(次号において「収入合計額」という。)が五百万一 当該世帯に属する者の内閣府令で定めるところにより算定し

今で定める要援護世帯であるもの 百五十万円 年齢が四十五歳以上六十歳未満である世帯を含む。)又は内閣府 百万円を超え七百万円以下である世帯にあっては、その世帯主のて、その世帯主の年齢が六十歳以上であるもの (収入合計額が五回万円を超え八百万円以下である世帯であっ

な事項は、政令で定める。

第五条 支援金の申請期間、支給方法その他支援金の支給に関し必要

(政令への委任)

百万円 | とあるのは「二百二十五万円」と読み替えるものとする。と、第二項中「二百万円」とあるのは「百五十万円」と、前項中「三るのは「七十五万円」と、「五十万円」とあるのは「三十七万五千円」を準用する。この場合において、第二項及び第三項中「百万円」とある 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、前三項の規定

題えない範囲内で政令で定める額とする。 あって政令で定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、三百万円を4 前二項の規定にかかわらず、前条第二号へに該当する被災世帯で

各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。「援金の額は、百万円(大規模半壊世帯にあっては、五十万円)に当該項各号のうち二以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支。 前項の規定にかかわらず、被災世帯が、同一の自然災害により同

五十万円

号)第二条第二号に規定する公営住宅を除く。)を賃借する世帯
三 その居住する住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三

第五条 支援金の<u>額の算定基準</u>その他支援金の支給に関し必要な事

(政令への委任)

第七条 支援法人は、汝に掲げる業務を行うものとする。

る支援金の額に相当する額の交付を行うこと。 人に委託した都道府県を除く。) に対し、当該都道府県が支給す第一項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を支援法一、第三条第一項の規定により支援金を支給する都道府県(第四条

頃は、政令で定める。

第七条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

金の額に相当する額の交付を行うこと。 託した都道府県を除く。)に対し、当該都道府県が支給する支援の規定により支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委団三条の規定により支援金を支給する都道府県(第四条第一項

1]・11] (盤)

| 改 正 紫 | |
|---|--|
| するため、次に掲げる事務をつかさどる。 3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成2 (略) 3 (略) 第四条 (略) (所掌事務) | するため、次に掲げる事務をつかさどる。3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成2 (略)第四条 (略)(所掌事務) |
| 十二~六十一 (略) 給に関すること。 法律第六十六号) <u>第三条第一項</u> に規定するものをいう。)の支十一 被災者生活再建支援金 (被災者生活再建支援法 (平成十年一~十 (略) | 十二~六十一 (略) すること。 法律第六十六号) <u>第三条</u> に規定するものをいう。)の支給に関ナー 被災者生活再建支援金(被災者生活再建支援法(平成十年一~十 (略) |

9